

一般社団法人 ワカツク

定 款

一般社団法人ワカツク定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ワカツクと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、東北地域において、若者・大学・地域社会と共に、若者が一步を踏み出す場を提供し、地域を担う人材が挑戦を続けるための生態系の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若者の育成を目的としたインターナーシップ等、若者と地域をつなぐコーディネート
- (2) 地域社会の課題解決を目指した若者主体のプロジェクトの支援
- (3) 地域社会の課題解決の為の産業・行政・大学・市民の連携の促進
- (4) 上記各号の情報発信の支援
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員等

(法人の構成員等)

第5条 当法人には、以下の会員を置く。

- (1) 社員会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者
 - (2) 一般会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、第1号の社員会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。
- 3 当法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。
- 4 前項のほか一般会員に関する事項については、理事会が別に定める会員規程によることとする。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日から3ヶ月以内1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上7名以内
- (2) 監事3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事として選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足らないときは、第2項によるものとする。
- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。代表理事が出席できない場合は、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 基金

(基金)

- 第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

- 第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第38条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(最初の事業年度)

- 第39条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成24年6月30日までとする。

(設立時役員等)

- 第40条 当法人の設立時役員等は、次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 設立時理事 | 渡邊一馬 |
| 設立時理事 | 貝沼 航 |
| 設立時理事 | 紅邑晶子 |
| 設立時理事 | 風見正三 |
| 設立時理事 | 余力悠司 |
| 設立時代表理事 | 渡邊一馬 |
| 設立時監事 | 澤口 司 |

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 仙台市太白区泉崎二丁目8番1-408号
氏名 渡邊一馬

住所 福島県会津若松市白虎町105番地の1
メゾンハピネス402号室
氏名 貝沼 航

(定款に定めがない事項)

第42条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

年 月 日

仙台市青葉区北目町4番7号 HSGビル内

一般社団法人 ワカツク

代表理事 渡邊一馬

